

京都市告示第 144 号

都市公園法第2条の2の規定に基づき都市公園を次のとおり設置します。

なお、その関係図面は、京都市建設局水と緑環境部緑地管理課において一般の縦覧に供します。

平成19年7月17日

京都市長 榊本頼兼

名 称	位 置	供 用 開 始 の 期 日
醍醐ふれあい公園	伏見区醍醐東合場町29番 同町30番1 同町30番3 同町30番4 同町31番	告 示 の 日
醍醐やすらぎ公園	伏見区醍醐外山街道町15番4	告 示 の 日

(建設局水と緑環境部緑地管理課)